

2015(平成27)年  
愛知県  
産業連関表

第3部 産業連関表作成概要

愛知県県民文化局  
県民生活部統計課

# 目次

## 第1章 2015（平成27）年愛知県産業連関表作成概要

1	作成の目的	1
2	表の概要	1
3	部門分類	1
4	公表する統計表	2
5	留意点	2
6	部門別概念及び推計方法	3

## 第2章 雇用表

1	作成の目的	15
2	表の概念	15
3	表の使い方	16
4	雇用誘発	17

# 第1章 2015（平成27）年愛知県産業連関表作成概要

## 1 作成の目的

愛知県内で1年間に行われた産業相互間及び産業と家計等との財・サービスの取引を一覧表にし、産業構造の把握や生産技術構造や産業間の取引の態様を明らかにし、表から算出される各種係数を利用することにより、さまざまな経済波及効果の分析を行えるようにするためです。

本県においては、1953（昭和28）年度表を始めとして過去10回作成しています。

## 2 表の概要

- (1) 対象年次 2015（平成27）年1月～12月の1年間
- (2) 表の形式 地域内表
- (3) 価格評価 生産者価格評価表
- (4) 消費税の評価方法 グロス表（税込み表）
- (5) 移輸入品の取扱 競争移輸入型
- (6) 副産物、屑の取扱 ストーン方式（発生部門にマイナス計上）

## 3 部門分類

2015（平成27）年産業連関表（以下「全国表」）の基本分類を基本に、以下のとおり部門を設定しています。各部門は「生産活動単位」による分類で「商品×商品」の表です。全国表との相違点は以下の通りです。

分類	全国表との相違点
基本分類 行509×列391部門	全国表と同じ部門数で推計する。生産額のみを推計します。
統合小分類 行186×列186部門	二輪自動車をトラック・バス・その他の自動車に含めます。 写真感光材料をその他の化学最終製品に含めます。
統集中分類 行109×列109部門	その他の輸送機械・同修理を航空機・同修理とその他の輸送機械・同修理に分けます。 建築を住宅建築と非住宅建築に分けます。 商業を卸売と小売に分けます。 貨物利用運送を道路輸送に含めます。
統合大分類 行43×列43部門	農林水産業を農業と林業と漁業に分けます。 輸送機械を自動車と航空機とその他の輸送機械に分けます。 プラスチック製品をその他製造品から特掲します。 陶磁器を窯業・土石製品から特掲します。

#### 4 公表する統計表

	区 分	43 部門 統合大分類	109 部門 統合中分類	186 部門 統合小分類
1	取引基本表（生産者価格評価表）	○	○	○
2	投入係数表	○	○	○
3	逆行列係数表（ $I - A$ ） <sup>-1</sup> 型	○	○	○
4	逆行列係数表（ $I - (I - M) A$ ） <sup>-1</sup> 型	○	○	○
5-1	最終需要項目別生産誘発額	○	○	○
5-2	最終需要項目別生産誘発係数	○	○	○
5-3	最終需要項目別生産誘発依存度	○	○	○
6-1	最終需要項目別粗付加価値誘発額	○	○	○
6-2	最終需要項目別粗付加価値誘発係数	○	○	○
6-3	最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	○	○	○
7-1	最終需要項目別移輸入誘発額	○	○	○
7-2	最終需要項目別移輸入誘発係数	○	○	○
7-3	最終需要項目別移輸入誘発依存度	○	○	○
8	県内自給率	○	○	○
9	就業・雇用係数	○	○	-
10-1	雇用表	○	○	-
10-2	雇用従業形態別構成比	○	○	-

#### 5 留意点

##### （1）「再生資源回収・加工処理」部門の取扱い

2000（平成 12）年表から新設した「再生資源回収・加工処理」部門は、「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上していましたが、2005（平成 17）年表以降においては、「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを生産額として計上し、「屑・副産物」の取扱いについては、1995（平成 7）年表までと同様に、「マイナス投入方式」によって計上しています。

##### （2）研究開発費の固定資本としての計上

2008 S N A に準拠した 2011（平成 23）年基準の県民経済計算との対応を踏まえて、2015（平成 27）年表においては、研究開発費について前回表まで主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出とされていたことを変更し、県内総固定資本形成(公的)、県内総固定資本形成(民間)に計上しています。

従来は、当期に生産された研究開発費は各部門において中間投入としてきましたが、これに過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当

を付加価値として計上します。

### (3) 「公的金融 (FISIM)」「民間金融 (FISIM)」部門の取扱い

2011 (平成 23) 年表以降、93、08SNA に沿って FISIM を導入し、帰属利子方式を採用していることにより生じていた産業連関表上のバランス調整の問題の解消及び日本標準産業分類との整合性を図っています。

当部門は、2005 (平成 17) 年表では、「公的金融 (帰属利子)」「民間金融 (帰属利子)」として、生産額は「帰属利子」=「貸付金に対する受け取り利子」-「預貯金に対する支払利子」として、帰属計算を行い計上してきましたが、「FISIM」生産額は、概念上は「借り手側 FISIM」+「貸し手側 FISIM」で計上し、「借り手側 FISIM」は、「貸出残高総額」×(「運用利率」-「参照利率」)、「貸し手側 FISIM」は、「預金残高総額」×(「参照利率」-「調達利率」)で計算します。

### (4) 「分類不明」部門の取扱い

「分類不明」部門の概念・定義・範囲は、「他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動」と、「他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部門としての役割」があります。

「分類不明」部門の推計方法は、「分類不明(行)」部門の合計の数値を生産額とし、「分類不明(列)部門の数値と生産額の不一致額については、これまでも「分類不明(列)部門」と「営業余剰」部門との交点の取引額を調整することにより、バランスを取っています。

### (5) 調整項の取扱い

輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上する部門として、1990 (平成 2) 年表から調整項を設けていましたが、2015 (平成 27) 年表からは調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上します。

## 6 部門別概念及び推計方法

以下の推計方法を基本としていますが、作業の過程で全国表の推計方法の変更等に合わせ変更することがあります。

### (1) 生産額の推計方法

生産額は、基本分類により推計しますが、ここでは統合小分類 (186 部門) の推計方

法について概略を記述します。

**農業**（0111 穀類～0131 農業サービス）主に生産数量×単価で推計しました。

東海農政局 「業務資料」

農林水産省 「野菜生産出荷統計」 「農林水産省統計表」

**林業**（0151 育林～0153 特用林産物）主に全国の生産額を生産数量の対全国比で按分しました。

林野庁 「林業統計要覧」

農林水産省 「生産林業所得統計報告書」

**漁業**（0171 海面漁業～0172 内水面漁業）主に全国の生産額を生産数量の対全国比で按分しました。

農林水産省 「漁業・養殖業生産統計年報」

**鉱業**（0611 石炭・原油・天然ガス～0629 その他の鉱物）主に経済産業省より提供を受けた「経済センサス組替集計結果」02表を用いて推計しました。

総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」

**製造業**（1111 畜産食料品～3921 再生資源回収・加工処理）製造業については、主に経済産業省より提供を受けた「経済センサス組替集計結果」05表、「生産動態統計組替集計結果」を用いて推計しました。再生資源回収・加工処理については、経費の側面から各種リサイクル料金等を参考に、再生資源にかかる回収加工経費を計上しました。

総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」

経済産業省 「生産動態統計組替集計結果」

(財)家電製品協会 「家電リサイクル年次報告書」

**建設業**（4111 住宅建築～4191 その他の土木建設）主に全国生産額を工事の出来高ベースの対全国比で按分しました。

国土交通省 「建設総合統計年度報」 「建築統計年報」 「建設工事施工統計調査報告」

**電力**（4611）事業用電力：営業収益、自家発電：本県使用電力量の全国比で推計しました。

資源エネルギー庁 「電気事業便覧」

県統計課「財政収支調査」

**都市ガス**（4621）営業収益で推計しました。

資源エネルギー庁「ガス事業年報」

**熱供給業**（4622）積み上げにより推計しました。

県統計課「財政収支調査」

**水道業**（4711）上水道・簡易水道は営業収益－受水費、工業用水道は営業収益－受水費を試算値として他部門との整合性を考慮して推計しました。下水道は積み上げにより推計しました。

県市町村課「市町村の公営企業のあらまし」

県企業庁決算書

県歳入歳出決算書

**廃棄物処理**（4811）公営分については、積み上げにより推計し、産業分については、全国生産額を事業従事者数の対全国比で按分しました。

県市町村課「市町村の行財政のあらまし」

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

**商業**（5111 卸売～5112 小売）民間分は年間販売総額×マージン率、公的分は各決算書から（売上高－売上原価）を計上し、暦年換算し推計しました。

県統計課「あいちの商業」

経済産業省「商業販売統計年報」

財務省「財政金融統計月報（法人企業統計年報特集）」

県統計課「財政収支調査」

県市町村課「市町村の公営企業のあらまし」

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

**金融**（5311）FISIM 産出額 + 民間金融と公的金融の受取手数料で推計しました。FISIM 産出額は借り手側 FISIM + 貸し手側 FISIM、借り手側 FISIM は運用利率-参照利率、貸し手側 FISIM は参照利率 - 調達利率です。

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

日本銀行「金融経済統計月報」

東海財務局「業務資料」

**保険（5312）** 生命保険は、全国生産額を保有契約高の対全国比で按分。損害保険は、全国生産額を新規契約保険料の対全国比で按分しました。

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

日本郵政ホームページ

**不動産仲介及び賃貸（5511）** 全国生産額を事業従事者数数の対全国比で按分しました。

総務省「経済センサス-活動調査組替集計結果」

**住宅賃貸料（5521）** 帰属家賃は平均家賃×住宅床面積×持家比率、住宅賃借料は家賃総額－帰属家賃額で推計しました。

総務省「住宅・土地統計調査」

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

**鉄道旅客輸送（5711）～道路貨物輸送（自家輸送を除く。）（5722）** 積み上げにより推計しました。

県統計課「財政収支調査」

**自家輸送（旅客自動車）（5731）** 主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分しました。

国土交通省「陸運統計要覧」「港湾統計」「空港管理状況調書」「航空輸送統計年報」「倉庫統計季報」

総務省「経済センサス-活動調査組替集計結果」

総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」

**郵便・信書便（5791）** 郵便・信書便：積み上げにより推計しました。

県統計課「財政収支調査」



**通信（5911）～映像・音声・文字情報制作（5951）** 電気通信、その他の通信サービスは、全国生産額を各推計資料により対全国比で按分しました。放送は積み上げにより推計しました。情報サービス、インターネット附随サービスは主に「経済センサス」を用いて推計しました。映像・音声・文字情報制作は全国の生産額を事業従事者数で按分しました。

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

経済産業省「第3次産業活動指数」

県統計課「財政収支調査」

総務省「経済センサス-活動調査組替集計結果」

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

**公務（6111 公務（中央）～6112 公務（地方））** 積み上げにより推計しました。

地方財務協会「地方財政統計年報」

県統計課「財政収支調査」

県会計課「県歳入歳出決算書」

県市町村課「市町村行財政のあらまし」

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算部資料」

**学校教育（6311）～他に分類されない会員制団体（6599）** 主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分しました。

文部科学省「地方教育費調査」「学校基本調査報告書」「学校基本調査」「社会教育調査」

総務省「経済センサス-活動調査組替集計結果」

総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」

厚生労働省「医療費の動向調査」「介護保険事業状況報告書」

県統計課「財政収支調査」

**物品賃貸業（貸自動車業を除く。）（6611）～その他の対個人サービス（6799）** 主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分しました。

総務省「経済センサス-活動調査組替集計結果」

総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」

**事務用品（6811）** 事務用品（行）の産出総額を生産額としました。

## (2) 最終需要部門の概念・定義及び推計方法

### 家計外消費支出（列）（7111）

粗付加価値部門の家計外消費支出（行）（7111）を参照。

各部門の家計外消費支出（行）の投入額合計を全国表の消費パターンで分割し推計します。

### 家計消費支出（7211）

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものです。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上します。

コンバータを用いて家計調査から一世帯当たり消費支出ベクトルを作成し、世帯数、補正比率を乗じて購入者価格ベースの消費支出額を推計します。この推計値を生産者価格に転換し、県民経済計算、全国表と比較検討し、修正したものを一次推計値とします。さらに、バランス調整の段階でさらに修正を加えて、最終推計値とします。

### 対家計民間非営利団体消費支出（7212）

非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、私立学校の授業料）を差し引いたもの（自己消費額）です。

行部門の県内生産額に、全国表における当該行部門の国内生産額に占める対家計民間非営利団体消費支出額の比率を乗じて推計します。

### 一般政府消費支出（7311）

対家計民間非営利団体消費支出と同様、非市場生産者（一般政府）の生産額から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国立学校の授業料）を差し引いたもの（自己消費額）です。なお、家計への教科用図書の現物給付、医療及び介護の保険給付等は本部門に含まれます。

全国表の列構成額に生産額の本県シェアを乗じたものを県民経済計算と比較検討し、修正を加えて一次試算値とします。バランス調整の段階でさらに修正を加え最終推計値とします。

### 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）（7321）

粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）を参照。

粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）と同額を計上します。粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）については、全国表の当該部門の投入額と生産額との比率より求めます。

### 県内総固定資本形成（公的）（7411）

非市場生産者（一般政府）及び公的企業による県内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得で、この資産の取引に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取り付けマージン等直接費用が含まれます。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含みません。土地は、購入費全体を計上しないで、土地の造成、改良費のみが計上されます。

なお、固定資産は耐用年数1年以上で、単価10万円以上のものを基本としています。

公共事業、建設については、行部門の県内生産額を積み上げて推計値とします。その他の部門については、非建築投資額計の本県シェアを全国表の列構成額に乗じて推計値とします。

### 県内総固定資本形成（民間）（7511）

「県内総固定資本形成（公的）（7411）」と同じです。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）並びに家計です。

なお、家計が行う資本形成は、建物・構築物の取得及び土地の造成・改良費のみです。

全国表の付帯表である固定資本マトリックス表（民間）を用います。このマトリックス表の部門別の投資額（タテの合計）に、「経済センサス組替集計」から計算有形固定資産取得額に係わる対全国比を乗じて県の製造業部門別の投資額とし、非製造業は県民経済計算の産業別民間設備投資額の暦年換算値を県の非製造業部門の投資額とします。

次にこれを固定資本マトリックス表（民間）の資本財の投入構成により分割し、各部門の資本財別投入額を算出します。これをヨコ方向へ足しあげたものを民間固定資本形成の一次試算値とします。これにバランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とします。

## 在庫純増（7611）

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなり、各在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものです。

推計は、以下のとおりそれぞれの在庫ごとに行い、求めた計数を一次試算値として、バランス調整の段階で修正を加えています。

### 生産者製品在庫純増

製造業部門については、「経済センサス組替集計」の計数を利用し、農林水産業については、全国表の生産者製品在庫純増額を生産額の対全国比で按分して求めます。

### 半製品・仕掛品在庫純増

「経済センサス組替集計」の計数を利用します。

### 流通在庫純増

全国表の各部門の流通在庫純増額に、部門ごとの県内需要額（調整項を除く）の対全国比を乗じて求めます。

### 原材料在庫純増

全国表の各部門の原材料在庫純増額に、部門ごとの内生部門計の対全国比を乗じて求めます。

## 輸出（8011）、（控除）輸入（8511）

「輸出（8011）」、「（控除）輸入（8511）」はそれぞれ普通貿易と特殊貿易に分けられます。

普通貿易は、「本県居住者と日本国非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とします。

特殊貿易は、「本県居住者と日本国非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」と規定します。

普通貿易の推計は、貿易統計組替集計データ（貿易統計から得た県内空港及び港別数値を、コンバータを使用して産業連関表の基本分類に組替えたもの）を用い、貿易統計の輸出価格は、F O B 価格（船積価格）で評価されているので、生産者価格に変換します。なお、県外からの輸出品が多分に含まれる部門については、商品流通調査で得られた輸出率により求めた額に置き換えます。輸入品についても一部調整を行います。

輸出（特殊貿易）の推計は、全国表の各部門の特殊貿易の額に「宿泊旅行統計調査」から得られる全国と本県の外国人宿泊者数の比率を用いて按分することによって推計しますが、得られた数値が生産額を上回ってしまう部門等は生産額の対全国比を乗じて一次推計値とします。バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とします。

輸入（特殊貿易）の推計は、主に「出入国管理統計」から得られる出国日本人の全国

計と本県の人数の比率によって、全国値を按分することによって推計します、得られた数値が生産額を上回ってしまう部門等は生産額の対全国比を乗じて一次推計値とします。バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とします。

#### 輸出（直接購入）（8012）、（控除）輸入（直接購入）（8512）

「本県居住者家計による海外及び日本国非居住者による県内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とします。

輸出（直接購入）は、輸出（特殊貿易）と同じ推計方法です。

輸入（直接購入）は、輸入（特殊貿易）と同じ推計方法です。

#### （控除）関税（8611）、（控除）輸入品商品税（8711）

税関通過の際に貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいてかけられる関税と、国産品の場合と同様に内国消費税としてかけられる輸入品商品税は、輸入品を国産品価格と同一水準で評価し、各需要部門における取引関係を明らかにするために設けた部門です。

推計は次式により一次試算値とし、バランス調整の段階で修正を加え、最終計数値とします。

県部門別関税額 = 県部門別輸入額（普通貿易）× 全国表部門別関税率（部門別関税額 / 部門別輸入額（普通貿易））

県部門別輸入品商品税額 = 県部門別輸入額（普通貿易）× 全国表部門別輸入品商品税率（部門別輸入品商品税額 / 部門別輸入額（普通貿易））

#### 移出（8111）、（控除）移入（8811）

移出、移入は全国表にはなく、県表などの地域産業連関表における固有な部門です。移出とは、県内で生産された財・サービスが日本国内の県内以外の都道府県で消費・投資された額で、移入とは、日本国内の県内以外の都道府県で生産された財・サービスが県内に搬入され、消費・投資されたものです。流通過程での単なる県際間の通過は移出とはなりません。ただし、商業マージン、貨物運賃、倉庫保管料等の流通に要した諸経費については、取扱業者の所在地から需要地への移出入として処理します。

移出のうち製造業については、主に産業連関表特別調査（商品流通調査）により財貨別の県外出荷率から算出します。農林水産業及び鉱業については、国土交通省の「貨物地域流動調査」をもとに移出率を計算しますが、得られた数値があまりにも過大（過小）と考えられる場合には（国内需要額 - 県内需要額）と国内需要額の比を（県生産額 - 県輸出額）に乗じて一次推計値とします。商業及び貨物運送については、県の各部門の移

出額に国の商業マージン・運賃率を乗じて県の商業マージン・運賃額とし、対応する部門に計上します。それぞれバランス調整の段階で修正を加えて最終推計値とします。

その他の産業の移出及び移入については、基礎資料が少ないため残差処理をし、純移出額又純移入額として計上します。

### (3) 粗付加価値部門の概念・定義及び推計方法

粗付加価値部門の推計は、全国表の投入係数を使って試算した数値を一次試算値として、バランス調整の段階で修正を加えます。

#### 家計外消費支出（行）（7111）

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出で、その範囲は、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上するものを除く）、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）です。

県民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費として、内生部門に格付けしています。

#### 雇用者所得

雇用者所得は、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得です。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではありません。

県民経済計算の分配の項目である雇用者所得は県民概念ですが、産業連関表の雇用者所得は県内概念で把握しています。つまり、県内居住者、非居住者を問わず、県内生産に対する雇用者に対して支払われる現金、現物給与で、県内居住者でも県外で雇用されている者の所得は含みません。また、雇用者所得は従業者のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業者の所得は営業余剰に含まれています。雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当の3項目からなります。

#### 賃金・俸給（9111）

常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金、議員歳費、役員俸給等です。

#### 社会保険料（雇用主負担）（9112）

全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）、組合管掌健康保険、

船員保険、雇用保険、労働者災害補償保険、子ども手当、共済組合、厚生年金基金等に対する雇主負担です。

### その他の給与及び手当（9113）

退職年金及び退職一時金（雇主の積立額）、現物給与、給与住宅差額家賃（雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払い分を控除した額）、社会保険に関する上積給付金、財産形成に関する費用（持家援助に関する費用、財産形成貯蓄奨励金及び給付金等）です。

### 営業余剰（9211）

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とします。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払い利子等からなります。個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれます。非市場生産者（一般政府及び対家計民間非営利団体）の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しません。営業余剰は産業にのみ発生します。

### 資本減耗引当（9311）

固定資本の価値は生産過程において消耗されていきますが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とします。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものです。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていません。

### 資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、「9311 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とします。

### 間接税（除関税・輸入品商品税）（9411）

財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものです。また、財政収入を目的し政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれます。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗

付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上します。

#### **（控除）経常補助金（9511）**

産業振興あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金です。公的企業の営業損失を補う政府からの繰入れも経常補助金に含まれます。法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもあります。

なお、非市場生産者（一般政府及び対家計民間非営利団体）が経常補助金を受け取ることはありません。



## 雇用表

### 1 作成の目的

「雇用表」は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動に対し、県内の各産業が投入した労働量を詳細に明らかにしたもので、本県の就業状態を的確に把握できるほか、各種係数を用いることにより、雇用誘発数の測定、雇用者需要の予測等が可能となります。

### 2 表の概念

「雇用表」は、「あいちの産業連関表」が対象とした2015年（平成27）年について、1年を通して各部門に投入された労働量を、産業分類により個人業主数、家族従業者数、有給役員数及び雇用者数（常用雇用者数、臨時雇用者数）に分けて表したものです。したがって、1人が同一事業所内で複数の活動に従事している場合は、それぞれの活動に按分して計上します。また、1人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所が属する活動上に重複計上します。このため、国勢調査等の既存の各種統計調査とは、数値が異なる場合があります。

553住宅賃貸料（帰属家賃）、573自家輸送、681事務用品については、従業者数は推計していません。

なお、従業上の地位別の範囲については、下記のとおりです。

- (1) 個人業主 個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者です。
- (2) 家族従業者 個人業主の家族で、無給で仕事に従事している者です。有給者は、雇用者に分類します。
- (3) 有給役員 常勤及び非常勤の法人や団体の役員で有給の者です。役員であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類します。
- (4) 常用雇用者 期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている者（パートタイマー等の名称の者も含む）又は18日以上雇用されている月が2か月以上継続している者です。休職者も含まれます。

正社員・正職員 常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者です。

正社員・正職員以外 常用雇用者のうち、「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者です。

(5) 臨時雇用者 常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者です。

### 3 表の使い方

#### (1) 就業（雇用）係数

就業（雇用）係数は、生産額あたりの従業（雇用）者数で、当該部門に1単位の生産が増加することにより、従業（雇用）者が何人必要となるかを示しています。ただし、この就業（雇用）係数は自部門の従業（雇用）の誘発分（直接効果）だけにとどまり、他部門への間接効果は含まれていません。

各部門の就業（雇用）係数 = 各部門の従業（雇用）者数 / 各部門の生産額

従って、この係数を用いて次式により、ある産業の生産増にともなって、労働力の需要がどれだけ生じるかを、計測することができます。

労働力の需要増加分 = 就業（雇用）係数 × 生産額の増加分

#### (2) 就業（雇用）誘発係数 $L (I - (I - M) A)^{-1}$

就業（雇用）誘発係数は、就業（雇用）係数の対角行列（Lと表す）を逆行列係数  $(I - (I - M) A)^{-1}$  に乗じて求めたもので、これによって、ある産業に最終需要が生じたときに、究極的に誘発される各産業の従業（雇用）者の増加分を測定することができます。

この誘発係数の縦方向の合計値（列和）は、当該部門の需要が1単位発生したときの間接的な波及分を含めて、全産業で誘発される従業（雇用）者数を表しています。

就業（雇用）誘発係数表では、こうした結果をもとに列和の下に影響力係数、行和の右に感応度係数を計算しています。

#### ア 影響力係数

影響力係数は、全産業に与える影響がどの産業で大きいかを示す相対的な指標であり、この影響力係数が大きいほど、その部門の最終需要1単位によって誘発される労働需要量が相対的に大きいことを表しています。

#### 第1種影響力係数

= 就業（雇用）誘発係数の各列和 / 就業（雇用）誘発係数の列和全体の平均値

「第1種影響力係数」は、その自部門を含む直接間接の労働誘発効果を示すものですが、自部門を除き他部門に対する労働誘発効果だけをみたものが、「第3種影響力係数」です。これは、労働誘発係数行列の対角線上の要素を0に置き換えて、第1種影響力係数と同様の方法で計算され、この係数が大きいほど、他部門に対する労働誘発効果が大きいということになります。

#### イ 感応度係数

感応度係数は、全産業から受ける影響がどの産業で大きいかを示す相対的な指標であり、この感応度係数が高い部門ほど、労働誘発効果を受ける度合いが強いことを表しています。

#### 第1種感応度係数

= 就業（雇用）誘発係数の各行和 / 就業（雇用）誘発係数の行和全体の平均値

この「第1種感応度係数」に対して、「第3種感応度係数」は、前述の影響力係数と同様、自部門を除く各部門にそれぞれ1単位の最終需要があった場合に、その部門が受ける労働誘発効果の相対的な大きさを表しています。

## 4 雇用誘発

生産活動と雇用の関係についてまとめたものです。

雇用係数 生産額あたりの雇用者数です。

雇用誘発係数（列和） ある産業の需要が増加した場合、間接波及を含め各産業で誘発される雇用者数を示す係数です。雇用係数から作成します。